（勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室）

第五十二条　勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

2　勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

二　労働者の福利厚生の増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること。

3　勤労者福祉事業室に、室長を置く。

4　労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

5　労働金庫業務室に、室長を置く。

第八款　子ども家庭局

（少子化総合対策室及び児童福祉調査官）

第五十三条　総務課に、少子化総合対策室及び児童福祉調査官を置く。

2　少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少子化対策に関すること。

二　子ども家庭局の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。

3　少子化総合対策室に、室長を置く。

4　児童福祉調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち、児童の福祉に関する特定事項の調査及び調整に当たる。

（虐待防止対策推進室及び児童扶養手当特別指導監査官）

第五十四条　家庭福祉課に、虐待防止対策推進室及び児童扶養手当特別指導監査官三人以内を置く。

2　虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。

3　虐待防止対策推進室に、室長を置く。

4　児童扶養手当特別指導監査官は、命を受けて、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事務を行う。

（海外協力室）

第五十二条　海外協力課に、海外協力室を置く。

2　海外協力室は、職業能力開発局の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）をつかさどる。

3　海外協力室に、室長を置く。

第八款　雇用均等・児童家庭局

（少子化総合対策室及び虐待防止対策推進室並びに調査官及び児童福祉調査官）

第五十三条　総務課に、少子化総合対策室及び虐待防止対策推進室並びに調査官及び児童福祉調査官それぞれ一人を置く。

2　少子化総合対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　少子化対策に関すること。

二　放課後児童健全育成事業に関すること。

三　児童委員に関すること。

四　児童厚生施設及びその職員を養成する施設の設備及び運営に関すること。

五　児童厚生施設の職員の養成及び資質の向上に関すること。

六　こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律（昭和五十五年法律第九十一号）第一条第三項に規定する指定法人に関すること。

七　児童福祉に関する思想の普及及び向上に関すること。

八　児童の福祉のための文化の向上に関すること。

3　少子化総合対策室に、室長を置く。

4　虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。

5　虐待防止対策推進室に、室長を置く。

6　調査官は、命を受けて、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

7　児童福祉調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち、児童の福祉に関する特定事項の調査及び調整に当たる。

（均等業務指導室）

第五十四条　雇用均等政策課に、均等業務指導室を置く。

2　均等業務指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保並びに職場における性的な言動に起因する問題の防止についての事業主に対する指導その他の措置に関すること。

二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保並びに職場における性的な言動に起因する問題に関する事業主の措置についての労働者と事業主との間の紛争の調停に関すること。

三　都道府県労働局の行う前二号に掲げる事務についての指導に関すること。

3　均等業務指導室に、室長を置く。